

申請者各位

西宮市開発指導課

**建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定の申請に伴う協議について  
(お知らせ)**

標記の申請に伴う当課との協議の際は、以下の図書を提出して下さい。

□ 協議に必要な資料

1. 道路の位置の指定協議書（その1）の写し
2. 位置図（1/2500 白地図）
3. 土地の全部事項証明書（開発区域全体及び関連地）
4. 字限図
5. 全体開発計画図（各宅地面積、位置指定道路面積を明記し、工区分けを示したもの）
6. ごみ集積場についての美化企画課との事前協議報告書
7. その他、市長が必要と認める書面及び図書

● ごみ集積場について

「位置指定道路に係る宅地開発の取扱い基準」に従って、**開発事業予定地内にごみ集積場を設け**、美化企画課（TEL0798-35-8653）と協議を行ってください。また、協議書の副本を位置指定（築造）申請書の提出までに、開発指導課に提出してください。

● 近隣住民・自治会等への事前説明について（お願い）

西宮市では、「開発事業等におけるまちづくりに関する条例」により、一定規模以上の建築・宅地造成事業については、事業計画や工事計画等の説明を義務付けております。

しかし、条例による説明の義務付けが無い規模の宅地造成事業等において、近隣への事前説明が行われていないことがあるために、近隣住民等から不安の声が寄せられています。

そこで、近隣住民等の不安を軽減し、工事を円滑に進めるためにも、宅地造成事業等を行う際は近隣住民・自治会等への事前説明を行ってください。

担当

開発指導課 小規模開発指導チーム

TEL0798-35-3619・3620